

## 事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組について

平成 29 年 12 月 28 日  
 内閣官房  
 金融庁  
 法務省  
 経済産業省

## 1. はじめに

## (1) 今般の取組の目的

中長期的な企業価値の向上を促すためには、実効的なコーポレートガバナンス改革に向けた取組の一つとして、企業から投資家に対して投資判断に必要な情報が十分かつ公平に提供され、投資家と企業が建設的な対話をしていくことが必要である。

その際、今後の成長分野の主役であるベンチャー企業や中堅・中小企業等、開示業務に対して社内リソースを十分に割くことができない企業にとっても、取り組みやすい開示となることも求められている。

このような、投資家側の利便性の向上及び企業側の業務負担の軽減も踏まえつつ、「未来投資戦略 2017」（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）（以下、「未来投資戦略」）に掲げられた「2019 年前半を目途とした、国際的に見て最も効果的かつ効率的な開示の実現」に向け、事業報告等と有価証券報告書の一体的開示をより容易とするため、関係省庁は共同して制度・省庁横断的な検討を行ってきたところである。

## (2) 目指すべき方向性

我が国においては、会社法に基づく事業報告及び計算書類（以下「事業報告等」）と、金融商品取引法に基づく有価証券報告書という 2 本立ての開示が求められる制度となっている。そして、前者は、（定時株主総会の招集の通知に際して株主に提供されなければならないものであるため）定時株主総会前に作成される必要があり、後者は、実務上、定時株主総会后に提出されることが多い。

こうした制度は、株主及び会社債権者への情報提供や株主総会に係る適正手続、有価証券報告書による十分な情報開示、適時の情報開示の確保というそれぞれの要請に対応できるよう構築された制度であり、企業実務も、そうした制度上の要請に各々の開示書類で対応する形で定着してきたものである。

一方、諸外国においては、決算期末から株主総会開催日までの期間が日本の場合より長く、我が国の会社法と金融商品取引法がそれぞれ要請する開示内容に相当する内容を開示する一つの書類を作成し、株主総会前に開示している企業が多い。

我が国においても、制度上は、会社法と金融商品取引法の両方の要請を満たす一つの書類を作成して株主総会前に開示することは可能となっている一方、企業からは、類似項目に関する両制度間の規定ぶりの相違やひな型の相違等により、実務レベルで企業が効率的かつ安心して一つの書類で開示することができる環境が十分に醸成されているとは言い難いという指摘がなされている。このため、中長期的には、投資家側の利便性の向上及び企業側の業務負担の軽減を更に進める観点から、会社法と金融商品取引法の両方の制度に基づく開示要件を満たした一体の書類が作成される方向性が指向されるものの、実務ではその実現に向けた動きは必ずしも見られない。

こうした現状の下、諸外国と同様、一体の書類又は二つの書類の段階的若しくは同時提出のいずれの方法による開示も容易に行うこと（すなわち事業報告等と有価証券報告書の一体的開示）をより行いやすくするための環境整備を行うことが求められる。

上記の環境整備の一環として、当面、類似・関連する項目について、可能な範囲で共通化を図ることとする。

## 2. 共通化の内容

平成 29 年度中を目途として速やかに、以下の各項目に関する企業からの指摘事項について、制度所管官庁（金融庁、法務省）においては、別添に記載された対応を行う。【法令等の名称の凡例は 5 ページ参照】

また、民間関係団体において、ひな型の修正等を検討するよう要請する。

- (1) 「主要な経営指標等の推移」／「直前三事業年度の財産及び損益の状況」  
（開示府令第三号様式記載上の注意(5)／施規第 120 条第 1 項第 6 号）
- (2) 「事業の内容」／「主要な事業内容」  
（開示府令第三号様式記載上の注意(7)／施規第 120 条第 1 項第 1 号）
- (3) 「関係会社の状況」／「重要な親会社及び子会社の状況」  
（開示府令第三号様式記載上の注意(8)／施規第 120 条第 1 項第 7 号）

- (4) 「従業員の状況」／「使用人の状況」  
(開示府令第三号様式記載上の注意(9)／施規第120条第1項第2号)
- (5) 「経営上の重要な契約等」／「事業の譲渡」等  
(開示府令第三号様式記載上の注意(14)／施規第120条第1項第5号ハからヘまで)
- (6) 「主要な設備の状況」／「主要な営業所及び工場」の状況  
(開示府令第三号様式記載上の注意(18)／施規第120条第1項第2号)
- (7) 「大株主の状況」／上位十名の株主に関する事項  
(開示府令第三号様式記載上の注意(25)／施規第122条第1号)
- (8) 「ストックオプション制度の内容」／「新株予約権等に関する事項」  
(開示府令第三号様式記載上の注意(27)／施規第123条第1号及び第2号)
- (9) 「役員の状況」／会社役員の「地位及び担当」並びに「重要な兼職の状況」  
(開示府令第三号様式記載上の注意(36)／施規第121条第2号及び第8号)
- (10) 「社外役員等と提出会社との利害関係」／社外役員の重要な兼職に関する事項  
(開示府令第三号様式記載上の注意(37)及び開示ガイドライン5-19-2／施規第124条第1項第1号及び第2号)
- (11) 「社外取締役の選任に代わる体制及び理由」／「社外取締役を置くことが相当でない理由」  
(開示府令第三号様式記載上の注意(37)／施規第124条第2項)
- (12) 「役員の報酬等」／「会社役員の報酬等」  
(開示府令第三号様式記載上の注意(37)／施規第121条第4号から第6号まで並びに第124条第1項第5号及び第6号)
- (13) 「監査公認会計士等に対する報酬の内容」／「各会計監査人の報酬等の額」及び「株式会社及びその子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額」

(開示府令第三号様式記載上の注意(38)／施規第 126 条第 2号及び第 8号イ)

- (14) 財務諸表及び計算書類の表示科目  
(財規第 17 条第 1 項第 7 号等／計規第 74 条第 3 項第 1 号トからリまで等)
- (15) 財務諸表及び計算書類の 1 株当たり情報に関する注記  
(財規第 68 条の 4 及び第 95 条の 5 の 2 並びに連結財規第 44 条の 2 及び第 65 条の 2 / 計規第 113 条)

### 3. 今後の検討

- (1) 未来投資戦略に掲げられた「2019 年前半を目処とした、国際的に見て最も効果的かつ効率的な開示の実現及び株主総会日程・基準日の合理的な設定のための環境整備」に向け、関係省庁は、投資家・企業・その他の関係者の意見も聞きながら、投資家側の利便性と企業側の業務負担に留意しつつ、これまでの投資家・企業からの指摘も念頭に置き、投資家と企業との建設的な対話を促進するための検討を行い、平成 30 年夏までに結論を得る。
- (2) 新たな株主総会資料の電子提供の在り方の一つとして、事業報告等の記載事項を含む有価証券報告書の EDINET 開示も許容することなどについて法制審議会で議論中であり、平成 30 年度中のできるだけ早期に結論を得る。
- (3) 投資家や企業の意見も聞きながら、上記(1)、(2)の事項や追加的な環境整備について検討を進めるとともに、上記 2. の「共通化の内容」について企業における理解を醸成し、あわせて、事業報告等と有価証券報告書を一体的に開示しようとする企業の実務上の取組を、関係省庁がサポートを行いながら促進することにより、一体的開示の企業実務への浸透を図るため、関係省庁と投資家や企業が一堂に会する場を平成 30 年初めに設ける。

(凡例)

開示府令・・・・・・・・・・企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和 48 年大蔵省令第 5 号）

開示ガイドライン・企業内容等の開示に関する留意事項について

財規・・・・・・・・・・財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）

連結財規・・・・・・・・・・連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 51 年大蔵省令第 28 号）

施規・・・・・・・・・・会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）

計規・・・・・・・・・・会社計算規則（平成 18 年法務省令第 13 号）